

利用者の負担を軽減する

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、申立て費用や成年後見人等への報酬の負担が経済的に困難な人を対象に、これらの費用を公費で助成する事業です。

成年後見制度利用支援事業

家庭裁判所への成年後見等開始の審判申立てに要する経費の一部を助成します。

利用条件	<u>本人・配偶者による申立ての場合</u> 成年被後見人等（本人）が以下の①～④全てに該当すること ①申立て時に以下 a～d のいずれかを満たす者 a. 高齢者（おおむね 65 歳以上）である b. 療育手帳の交付を受けている c. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている d. 精神通院医療のため自立支援医療受給者証の交付を受けている ②後見等開始の審判申立て日および当事業の申請日において本市の住民基本台帳に記載されている者（住所地特例施設入所者等一部例外あり。） ③市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する者 ④現金、預貯金、投資信託、株式など処分可能な資産が 260 万円未満である者
	<u>親族（4 親等以内）による申立ての場合</u> 成年被後見人等（本人）が、上記①～④全てに該当し、かつ申立人である親族が市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属すること
申請期限	成年後見等開始の審判が確定した日から 6 か月以内
助成対象となる経費	①審判の申立て手数料（家庭裁判所が定める収入印紙代） ②登記手数料（家庭裁判所が定める収入印紙代） ③郵便切手代（家庭裁判所が定める予納郵券額のうち使用分） ④診断書作成料 ⑤鑑定料（5 万円を限度とする） ⑥弁護士・司法書士の事務手数料（10 万円を限度とする）

- ・③を対象経費に計上する場合、申請時に家庭裁判所が発行する返還書（写し）を必ず添付してください。
- ・④～⑥は申請時に領収書等を添付してください。
- ・成年後見人等報酬助成事業の利用について、成年後見制度利用支援事業の助成を受けていることが条件となる場合もありますのでご注意ください。

裏面につづく

成年後見人等報酬助成事業

成年後見人等への毎月の報酬の支払いが困難な方に、報酬の一部または全部を助成します。

利用条件	次の①または②のいずれかを満たし、③④いずれにも該当すること ①本人申立てにより後見等開始の審判を受け、成年後見制度利用支援事業の助成を受けた者 ②市長申立てにより後見等開始の審判を受けた者 ③後見人等が弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、介護福祉士である者 ④現金、預貯金、投資信託、株式など処分可能な資産が50万円未満である者
申請期限	報酬付与の審判があった日から6か月以内
助成額	・18,000円／月を限度とする 対象者が、本市の住民基本台帳に記載されており、かつ本市に居住している期間が対象となります。

- ・「成年後見制度利用支援事業」「成年後見人等報酬助成事業」の申請書は、ホームページからダウンロードしてください。なお、地域福祉課でもご用意しています。
- ・その他詳細やご不明な点は地域福祉課までお問い合わせください。

茨木市健康福祉部地域福祉課（南館2階 15番窓口）

電話 072-620-1634

住所 茨木市駅前三丁目8番13号